要求水準書新旧対照表（抜粋）

改正	現行
【表紙】 令和８年８月 （令和８年10月20日修正） 【目次】 目　次 第１　総則　　1 1　本要求水準書の位置づけ　1 2　事業目的　1 3　本事業の基本方針　1 4　設置対象施設等　　2 5　事業範囲　2 6　本事業のスケジュール　　4 7　整備計画の策定　　6 8　事業実施に関する留意事項6 9　業務従事者に関する事項　7 10　第三者の使用　　8 11　遵守すべき法制度等　　8 12　事業関連資料等の取扱い　8 13　事業期間終了時の措置　　8 14　セルフモニタリングの実施9 15　本市によるモニタリングの実施　　9 第２　　設計業務要求水準　　9 1　基本事項　9 2　設計業務の要求水準　　11	【表紙】 令和８年８月 【目次】 目　次 第１　総則　　1 1　本要求水準書の位置づけ　1 2　事業目的　1 3　本事業の基本方針　1 4　設置対象施設等　　2 5　事業範囲　2 6　本事業のスケジュール　　4 7　整備計画の策定　　5 8　事業実施に関する留意事項5 9　業務従事者に関する事項　6 10　第三者の使用　　7 11　遵守すべき法制度等　　7 12　事業関連資料等の取扱い　7 13　事業期間終了時の措置　　7 14　セルフモニタリングの実施8 15　本市によるモニタリングの実施　　8 第２　　設計業務要求水準　　8 1　基本事項　8 2　設計業務の要求水準　　10

3　設計業務実施に係る留意事項　16	3　設計業務実施に係る留意事項　15
第３　施工業務要求水準　18	第３　施工業務要求水準　17
１　基本事項　18	１　基本事項　17
２　施工業務の要求水準　19	２　施工業務の要求水準　18
３　施工業務実施に係る留意事項　26	３　施工業務実施に係る留意事項　25
第４　工事監理業務要求水準　27	第４　工事監理業務要求水準　26
１　基本事項　27	１　基本事項　26
２　工事監理業務の要求水準　28	２　工事監理業務の要求水準　27
３　工事監理業務実施に係る留意事項　29	３　工事監理業務実施に係る留意事項　28
第５　所有権移転業務要求水準　31	第５　所有権移転業務要求水準　30
第６　維持管理業務要求水準　32	第６　維持管理業務要求水準　31
１　基本事項　32	１　基本事項　31
２　維持管理業務の要求水準　33	２　維持管理業務の要求水準　32
３　維持管理業務実施に係る留意事項　38	３　維持管理業務実施に係る留意事項　37
第７　所有権移転後の移設業務要求水準　40	第７　所有権移転後の移設業務要求水準　39
１　基本事項　40	１　基本事項　39
２　移設業務に関する要求水準　40	２　移設業務に関する要求水準　39
第８　その他の業務要求水準　41	
１　基本事項　41	
２　その他の業務の要求水準　41	
第９　空調設備等の機能・性能に関する要求水準　42	第８　空調設備等の機能・性能に関する要求水準　40
１　共通事項　42	１　共通事項　40
２　空調設備の型式　42	２　空調設備の型式　40
３　冷暖房機器設備　42	３　冷暖房機器設備　40
４　配管設備　46	４　配管設備　44
５　電源工事　47	５　電源工事　45
６　コントローラー　47	６　コントローラー　45

7　課金システム（料金徴収システム）　49 8　断熱・遮熱対策　49 9　災害対策　50 10　非常用発電設備　50 11　その他の付帯設備　51 別紙１　本事業の対象施設一覧　52 別紙２　遵守すべき法制度等　56 別紙３　提出書類一覧（設計業務）　59 別紙４　提出書類一覧（施工業務）　61 別紙５　提出書類一覧（工事監理業務）　65 別紙６　提出書類一覧（維持管理業務）　67 別紙７　提出書類一覧（その他の業務）　72 別紙8　空調環境の標準提供条件　73 別紙9　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法　75 別紙10　停電時電力負荷条件　77	7　課金システム（料金徴収システム）　47 8　断熱・遮熱対策　47 9　災害対策　48 10　非常用発電設備　48 11　その他の付帯設備　49 別紙１　本事業の対象施設一覧　50 別紙２　遵守すべき法制度等　54 別紙３　提出書類一覧（設計業務）　57 別紙４　提出書類一覧（施工業務）　59 別紙５　提出書類一覧（工事監理業務）　63 別紙６　提出書類一覧（維持管理業務）　65 別紙7　空調環境の標準提供条件　70 別紙8　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法　72 別紙9　停電時電力負荷条件　74
第１　総則 ５　事業範囲 【P2】 (1)　本事業が対象とする業務 本事業は、選定事業者が要求水準書に示された要求水準事項に沿って、下記の業務を行うものとする。ただし、対象施設によっては、5)維持管理業務又は6)所有権移転後の移設業務のみを業務範囲とする場合がある。また、7)その他の業務の実施は必須とせず、選定事業者の提案に基づいて実施するものとする。	第１　総則 ５　事業範囲 【P2】 (1)　本事業が対象とする業務 本事業は、選定事業者が要求水準書に示された要求水準事項に沿って、下記の業務を行うものとする。

【P4】 **7）　その他の業務** **a　設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務**	【P4】
【P6】 7　整備計画の策定 ・　本事業の遂行に際して、「6　本事業のスケジュール」に示す施工期間の中で引き渡しが完了するよう、対象施設の整備順序を計画し、本市に提出すること。 **・　本市は、整備順序に関する優先順位を一定示すこととしているが、対象施設は自然災害発生時に地域の避難所としても利用されることから、整備計画に基づいたエリアごとの配置状況を考慮し本市が整備順序を指定する場合があること、また、本事業以外で実施する建替工事等との重複を避けるため本市が整備順序を指定する場合もあることから、整備順序に関する計画にはこれらの内容を反映させるものとする。** ・　選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備等の整備を行うものとする。ただし、本市が対象施設の整備**順序**の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。	【P5】 7　整備計画の策定 ・　本事業の遂行に際して、「6　本事業のスケジュール」に示す施工期間の中で引き渡しが完了するよう、対象施設の整備順序を計画し、本市に提出すること。 **・　本市は、整備順序に関する優先順位を一定示すこととしており、また、本事業以外で実施する建替工事等との重複を避けるため本市が施工時期を指定する場合もあることから、整備順序に関する計画にはこれらの内容を反映させるものとする。** ・　選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備等の整備を行うものとする。ただし、本市が対象施設の整備**年度**の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。
【P8】 13　事業期間終了時の措置 選定事業者は、事業期間終了後も「第**9**　空調設備等の機能・性能に関する要求水準」に示す空調設備等の機能及び性能を確保するた	【P7】 13　事業期間終了時の措置 選定事業者は、事業期間終了後も「第**8**　空調設備等の機能・性能に関する要求水準」に示す空調設備等の機能及び性能を確保するた

め、事業最終年度の空調設備等の運用期間中に一斉点検（エネルギー性能、劣化状況等のデータ把握・分析・検証等）を行い、事業期間終了に向けた維持管理上の配慮（事業期間終了後における継続運用に向け、必要に応じた簡易補修等）を行うこと。また、事業期間終了後における空調設備等の運用や再整備等に向けた提案を行うこと。なお、事業終了後１年間は、事業会社による、空調設備等の使用方法等に関する問合せ窓口を設けること。 ただし、１年以内に事業会社が解散する場合は、本市と協議のうえ、問合せ窓口を設けること。	め、事業最終年度の空調設備等の運用期間中に一斉点検（エネルギー性能、劣化状況等のデータ把握・分析・検証等）を行い、事業期間終了に向けた維持管理上の配慮（事業期間終了後における継続運用に向け、必要に応じた簡易補修等）を行うこと。また、事業期間終了後における空調設備等の運用や再整備等に向けた提案を行うこと。なお、事業終了後１年間は、事業会社による、空調設備等の使用方法等に関する問合せ窓口を設けること。 ただし、１年以内に事業会社が解散する場合は、本市と協議のうえ、問合せ窓口を設けること。
第２　　設計業務要求水準 ２　設計業務の要求水準 (3)　設計業務	第２　　設計業務要求水準 ２　設計業務の要求水準 (3)　設計業務
【P12】	【P11】
1)　機器配置計画 ・　室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備及び非常用発電設備等の設置場所については、地上設置とし、屋上及び外壁等校舎に荷重をかけることは不可とする。また、グラウンドの運用など学校の教育活動に影響の少ない場所を設置場所に選定するとともに、地上部分に設置する面積が可能な限り小さくなるよう考慮し、敷地内の有効スペース確保に留意すること。対象施設から室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備及び非常用発電設備等の設置場所の変更希望があった場合には、選定事業者において調整すること。なお、設置場所は本市と協議の上、最終決定すること。 ・　使用する室外機、非常用発電設備等が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定施設に該当しない場合であっても、その	1)　機器配置計画 ・　室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備及び非常用発電設備等の設置場所については、地上設置とし、屋上及び外壁等校舎に荷重をかけることは不可とする。また、グラウンドの運用など学校の教育活動に影響の少ない場所を設置場所に選定するとともに、地上部分に設置する面積が可能な限り小さくなるよう考慮し、敷地内の有効スペース確保に留意すること。対象施設から室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備及び非常用発電設備等の設置場所の変更希望があった場合には、選定事業者において調整すること。なお、設置場所は本市と協議の上、最終決定すること。 ・　使用する室外機、非常用発電設備等が、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定施設に該当しない場合であっても、その

騒音値が対象施設の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し当該規制基準値を遵守すること。 ・　既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮すること。特に、住宅等に隣接する場所に室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備及び非常用発電設備等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと。 ・　室内機は対象施設関係者の手の触れない場所とすること。 ・　整備する空調設備等については「第9　空調設備等の機能・性能に関する要求水準」を参照すること。 ・　対象施設の敷地形状、校舎や対象屋内運動場等の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行うこと。 ・　整備対象設備は、既存設備に配慮した配置を行うこと。	騒音値が対象施設の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等を設置し当該規制基準値を遵守すること。 ・　既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮すること。特に、住宅等に隣接する場所に室外機、LPガスバルクタンク等のLPガス供給設備及び非常用発電設備等を設置する場合は、特段の配慮を行うこと。 ・　室内機は対象施設関係者の手の触れない場所とすること。 ・　整備する空調設備等については「第8　空調設備等の機能・性能に関する要求水準」を参照すること。 ・　対象施設の敷地形状、校舎や対象屋内運動場等の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、設置を行うこと。 ・　整備対象設備は、既存設備に配慮した配置を行うこと。
【P12】 2)　エネルギーの供給に必要な設備計画 ・　エネルギーについて、屋内運動場等の空調設備は、平常時における児童生徒の熱中症対策に加え、災害時には、避難所の温度調節としても活用されることから、大規模災害時における対応について、市外から確実かつ、より多くの民間事業者による応援体制をとることが可能なバランスのとれた供給体制を構築する。 ・　各対象施設の空調設備に必要となるエネルギーの種別（ガス・電気）については本市から示すが、設置スペースの関係などにより、本市が示したエネルギー種別では施工できないことも想定されることから、設計業務のなかで本市と協議のうえ最終的に決定する。なお、エネルギーの種別を変更する必要がある場合には、本市に変	【P12】 2)　エネルギーの供給に必要な設備計画 ・　エネルギーについて、屋内運動場等の空調設備は、平常時における児童生徒の熱中症対策に加え、災害時には、避難所の温度調節としても活用されることから、大規模災害時における対応について、市外から確実かつ、より多くの民間事業者による応援体制をとることが可能なバランスのとれた供給体制を構築する。 ・　各対象施設の空調設備に必要となるエネルギーの種別（ガス・電気）については本市から示すが、設置スペースの関係などにより、本市が示したエネルギー種別では施工できないことも想定されることから、設計業務のなかで本市と協議のうえ最終的に決定する。なお、エネルギーの種別を変更する必要がある場合には、本市に変

更の理由を提示し承認を得ること。	更の理由を提示し承認を得ること。
・　各対象施設の空調設備に必要となるエネルギーの種別ごとの事業者と事前に調整したうえで、設計すること。	――――――――――――――――――――――――――
・　本事業に必要となるガス、電気のエネルギーについて、既存のガス設備及び電気設備の容量が不足する場合は、ガス設備及び電気設備の増設等を行い、十分なガス供給及び電力供給を確保すること。既存のガス設備及び電気設備に関する資料は、本市から選定事業者に示す。	・　本事業に必要となるガス、電気のエネルギーについて、既存のガス設備及び電気設備の容量が不足する場合は、ガス設備及び電気設備の増設等を行い、十分なガス供給及び電力供給を確保すること。既存のガス設備及び電気設備に関する資料は、本市から選定事業者に示す。
・　空調設備へのエネルギー供給を都市ガスとする対象施設については、選定事業者により、都市ガス本管の引込等の調整を行うこととし、ガス管の増径の対応等が工期に影響しないようにする。やむを得ず工期に影響が出ることが見込まれる場合は、速やかに本市に報告し、必要に応じて他のエネルギー供給について協議するものとする。	・　空調設備へのエネルギー供給を都市ガスとする対象施設については、選定事業者により、都市ガス本管の引込等の調整を行うこととし、ガス管の増径の対応等が工期に影響しないようにする。やむを得ず工期に影響が出ることが見込まれる場合は、速やかに本市に報告し、必要に応じて他のエネルギー供給について協議するものとする。
・　空調設備へのエネルギー供給をLPガスとする対象施設については、選定事業者により本事業の各対象施設の空調設備の整備に伴うバルクタンク又はボンベの確保、LPガス業者の補充頻度の調整等を行うこととし、当該対応等により工期に影響しないようにする。やむを得ず工期に影響が出ることが見込まれる場合は、速やかに本市に報告し、必要に応じて他のエネルギー供給について協議するものとする。	・　空調設備へのエネルギー供給をLPガスとする対象施設については、選定事業者により本事業の各対象施設の空調設備の整備に伴うバルクタンク又はボンベの確保、LPガス業者の補充頻度の調整等を行うこととし、当該対応等により工期に影響しないようにする。やむを得ず工期に影響が出ることが見込まれる場合は、速やかに本市に報告し、必要に応じて他のエネルギー供給について協議するものとする。
・　電気・都市ガスともに停止したときに、「別紙**10**　停電時電力負荷条件」に示す設備に電力を供給できるよう、必要に応じて屋内運動場等の既設設備を改修すること。	・　電気・都市ガスともに停止したときに、「別紙**9**　停電時電力負荷条件」に示す設備に電力を供給できるよう、必要に応じて屋内運動場等の既設設備を改修すること。
・　既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な変圧器容量をもつキュービクルを設置するか、十分な容量の変圧器に交換又は増設を行うこと。変圧器の交換、増設等は本市から示すことと	・　既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な変圧器容量をもつキュービクルを設置するか、十分な容量の変圧器に交換又は増設を行うこと。変圧器の交換、増設等は本市から示すことと

する。新たに既存設備外で増設する場合は、対象施設及び本市と協議のうえ、設置位置を決定すること。 ・　空調設備（ＥＨＰ）を設置する場合、対象施設の状況に応じて１需要場所・複数引込みの検討をすること。 ・　変圧器の交換等に伴う付属機器等の交換や増設は、「第１　総則」の「11　遵守すべき法制度等」の事項に適合させること。 ・　動力負荷の増加により、力率の悪化が想定される場合には、力率が85％未満にならないよう必要に応じてコンデンサを設置すること。 ・　取替え又は増設により新規に設置する変圧器は、油入トップランナー変圧器を採用すること。	する。新たに既存設備外で増設する場合は、対象施設及び本市と協議のうえ、設置位置を決定すること。 ・　空調設備（ＥＨＰ）を設置する場合、対象施設の状況に応じて１需要場所・複数引込みの検討をすること。 ・　変圧器の交換等に伴う付属機器等の交換や増設は、「第１　総則」の「11　遵守すべき法制度等」の事項に適合させること。 ・　動力負荷の増加により、力率の悪化が想定される場合には、力率が85％未満にならないよう必要に応じてコンデンサを設置すること。 ・　取替え又は増設により新規に設置する変圧器は、油入トップランナー変圧器を採用すること。
【P14】 4)　支障移設 整備対象設備の整備に際し、支障となるものの扱いについては次のとおりとする。 ➢　散水栓、バルブボックス、照明器具、誘導灯、感知器、排水溝等の既存設備の移設が必要となる場合には、本市及び対象施設と協議のうえ対応を決定し、選定事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。**なお、これらの移設・撤去及び復旧は本件工事に含むものとする。**ただし、本市が機能回復等を不要としたものは、この限りでない。 ➢　花壇、菜園、動物舎、鳥小屋、防球ネット等の既存物の移設・撤去が必要となる場合には、本市及び対象施設と協議のうえ対応を決定し、選定事業者の負担によりこれらを移設・撤去すること。なお、これらの移設･撤去及び復旧は本件工事に含むものとする。ただし、本市が機能回復等を不要としたものは、この限りでない。	【P13】 4)　支障移設 整備対象設備の整備に際し、支障となるものの扱いについては次のとおりとする。 ➢　散水栓、バルブボックス、照明器具、誘導灯、感知器、排水溝等の既存設備の移設が必要となる場合には、本市及び対象施設と協議のうえ対応を決定し、選定事業者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行うこと。＿＿＿

➢ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、本市及び対象施設の承諾を得て、移植・撤去又は枝払いを行うことができるものとする。なお、記念樹は現状維持を原則とすること。なお、これらの移植・撤去又は枝払い及び復旧は本件工事に含むものとする。ただし、本市が機能回復等を不要としたものは、この限りでない。	➢ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、本市及び対象施設の承諾を得て、移植・撤去又は枝払いを行うことができるものとする。なお、記念樹は現状維持を原則とすること。なお、これらの移植・撤去又は枝払い及び復旧は本件工事に含むものとする。ただし、本市が機能回復等を不要としたものは、この限りでない。
【P15】 6) 運転管理方式 ・ 空調機器設備に係る運転管理方式は、対象施設ごとに、スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有すること。 ・ 授業のカリキュラム等、実際の教育活動に応じて柔軟な運用が可能な機器及びシステムとするよう配慮を行うこと。 ・「第9 空調設備等の機能・性能に関する要求水準」の「6 コントローラー」に示す集中管理コントローラーを職員室に設置し、一括運転・停止操作を可能とすること。 ・ 空調設備には、「第9 空調設備等の機能・性能に関する要求水準」の「7 課金システム（料金徴収システム）」に示す課金システム（料金徴収システム）を導入し、空調設備の操作盤を分ける、又は同一の操作盤において使用を区分し、学校と学校以外の使用に区分すること。	【P14】 6) 運転管理方式 ・ 空調機器設備に係る運転管理方式は、対象施設ごとに、スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有すること。 ・ 授業のカリキュラム等、実際の教育活動に応じて柔軟な運用が可能な機器及びシステムとするよう配慮を行うこと。 ・「第8 空調設備等の機能・性能に関する要求水準」の「6 コントローラー」に示す集中管理コントローラーを職員室に設置し、一括運転・停止操作を可能とすること。 ・ 空調設備には、「第8 空調設備等の機能・性能に関する要求水準」の「7 課金システム（料金徴収システム）」に示す課金システム（料金徴収システム）を導入し、空調設備の操作盤を分ける、又は同一の操作盤において使用を区分し、学校と学校以外の使用に区分すること。
【P15】 7) 停電時電力供給計画 停電時には、空調設備だけでなく、電子機器や照明等に対して電力を供給できるよう計画すること。また、夏季及び冬季と中間期では発	【P14】 7) 停電時電力供給計画 停電時には、空調設備だけでなく、電子機器や照明等に対して電力を供給できるよう計画すること。また、夏季及び冬季と中間期では発

電量が変わるため、発電した電気を最大限に利用できる対応を行うこと。各設備の負荷条件は「別紙10　停電時電力負荷条件」を参照のこと。	電量が変わるため、発電した電気を最大限に利用できる対応を行うこと。各設備の負荷条件は「別紙9　停電時電力負荷条件」を参照のこと。
第３　施工業務要求水準 １　基本事項	第３　施工業務要求水準 １　基本事項
【P18】	【P17】
(3)　施工体制及び施工責任者等の配置 施工業務を遂行するに当たっては、建設業法の規定を遵守し、次に示す有資格者などを施工責任者等として配置し、施工業務着手前に本市に書面で報告すること。なお、施工業務の履行期間中において、その者が施工責任者等として著しく不適当であると本市が判断した場合には、選定事業者において速やかに適切な措置を講じること。	(3)　施工体制及び施工責任者の配置 施工業務を遂行するに当たっては、建設業法の規定を遵守し、次に示す有資格者等を施工責任者__として配置し、施工業務着手前に本市に書面で報告すること。なお、施工業務の履行期間中において、その者が施工責任者__として著しく不適当であると本市が判断した場合には、選定事業者において速やかに適切な措置を講じること。
ａ　施工責任者 選定事業者は、施工責任者として建設業法第26条第３項に規定する監理技術者を専任で適切に配置すること。また、迅速に対応できる体制を整えるため、施工責任者のもとに、対象施設ごとに次のｂを配置すること。	(4)　施工責任者 選定事業者は、施工責任者として建設業法第26条第３項に規定する監理技術者を専任で適切に配置すること。また、施工責任者のもとに対象施設ごとに補助員を配置する等、迅速に対応できる体制を整えること。
ｂ　主任（監理）技術者及び現場代理人 選定事業者は、対象施設ごとに建設業法第26条第３項に規定する主任技術者又は監理技術者及び本市請負契約約款第10条第２項に規定する現場代理人を配置すること。なお、兼務の取扱いについては「石川県が発注する建設工事における技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領」を準用する。	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿

(4)　要求水準確認計画書の提出 施工業務着手前に、要求水準の項目及び選定事業者の提案に応じた各業務の要求水準項目、確認時期、確認方法等を記載した要求水準確認計画書を作成し、本市に提出すること。	(5)　要求水準確認計画書の提出 施工業務着手前に、要求水準の項目及び選定事業者の提案に応じた各業務の要求水準項目、確認時期、確認方法等を記載した要求水準確認計画書を作成し、本市に提出すること。
(5)　施工業務計画書の提出 施工業務着手前に、施工の方針を記した施工業務計画書を作成し、「別紙４　提出書類一覧（施工業務）」に示す書類等とともに本市に提出すること。	(6)　施工業務計画書の提出 施工業務着手前に、施工の方針を記した施工業務計画書を作成し、「別紙４　提出書類一覧（施工業務）」に示す書類等とともに本市に提出すること。
(6)　業務の報告及び書類・図書等の提出 選定事業者は、定期的に本市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙４　提出書類一覧（施工業務）」に示す書類・図書等を、様式を含めて作成のうえ、本市に提出すること。	(7)　業務の報告及び書類・図書等の提出 選定事業者は、定期的に本市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙４　提出書類一覧（施工業務）」に示す書類・図書等を、様式を含めて作成のうえ、本市に提出すること。
第４　工事監理業務要求水準 １　基本事項 【P27】	第４　工事監理業務要求水準 １　基本事項 【P26】
(3)　工事監理体制及び工事監理責任者の配置 ・　工事監理業務を遂行するに当たっては、次に示す有資格者を工事監理責任者及び各対象施設の工事監理担当者として配置し、工事監理業務着手前に本市に書面で報告すること。なお、工事監理業務の履行期間中において、その者が工事監理責任者又は工事監理担当者として著しく不適当であると本市が判断した場合には、選定事業者において速やかに適切な措置を講じること。	(3)　工事監理体制及び工事監理責任者の配置 ・　工事監理業務を遂行するに当たっては、次に示す有資格者を工事監理責任者及び各対象施設の工事監理担当者として配置し、工事監理業務着手前に本市に書面で報告すること。なお、工事監理業務の履行期間中において、その者が工事監理責任者又は工事監理担当者として著しく不適当であると本市が判断した場合には、選定事業者において速やかに適切な措置を講じること。

・　工事監理の業務を行う企業は、本事業における当該対象施設の施工業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面又は人事面において密接な関連のある企業であってはならないこととする。 ・　本事業における当該対象施設の施工業務の施工責任者が、同一の小学校及び中学校等の工事監理担当者になることはできない。 ・　工事監理担当者が１人につき同時期に担当可能とする校数を選定事業者により提案すること。なお、業務の繁忙時期における支援体制も併せて示すこと。	・　工事監理の業務を行う企業は、本事業における当該対象施設の施工業務を担当した企業であってはならず、また、これらの企業と相互に資本面又は人事面において密接な関連のある企業であってはならないこととする。 ・　本事業における当該対象施設の施工業務の施工責任者が、同一の小学校及び中学校等の工事監理担当者になることはできない。 ・　工事監理担当者が１人につき同時期に担当可能とする校数を選定事業者により提案すること。なお、業務の繁忙時期における支援体制も併せて示すこと。
a　工事監理責任者 ・　＿＿＿＿＿設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有していること。 ・　電気設備・機械設備・建築工事の設計趣旨・内容を総括的に把握でき、現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。	a　工事監理責任者 ・　~~一級建築士、~~設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有していること。 ・　電気設備・機械設備・建築工事の設計趣旨・内容を総括的に把握でき、現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確な意思決定ができること。
b　工事監理担当者 ＿＿＿＿＿設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有していること。	b　工事監理担当者 ~~一級建築士、~~設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれかの資格を有していること。
第６　維持管理業務要求水準 ２　維持管理業務の要求水準 (3)　性能維持業務 【P34】 1)　空調設備の保守点検等	第６　維持管理業務要求水準 ２　維持管理業務の要求水準 (3)　性能維持業務 【P33】 1)　空調設備の保守点検等

・　整備対象設備が適切に稼働できるよう、必要な点検、保守、清掃等を行う。 ・　基本的な空調環境の提供条件を「別紙8　空調環境の標準提供条件」に示す。 ・　選定事業者は、毎年、本市又は対象施設と日程を調整のうえ、納入したメーカーが定める定期点検項目と、その他必要な項目の点検や部品交換を実施すること。それら以外の部品の取替えが必要になった時は本市と協議すること。 ・　点検により、磨耗劣化部品や不具合箇所を早期に発見し、事故を未然に防ぐことに努めること。 ・　フロン排出抑制法が定める定期点検や簡易点検等を行うこと。 ・　フィルター清掃は原則、夏季・冬季の２回、空調設備稼動前に実施すること。また、前年度の清掃時にフィルターの汚れ具合を確認し、必要であれば、清掃回数を選定事業者の負担により増やすこと。なお、著しい劣化による空調設備性能の低下が懸念される場合は、選定事業者の判断と費用負担により、フィルターを交換すること。 ・　R32冷媒を使用する場合は、遠隔監視用の制御設備や設備を導入すること。また、漏洩検知器を５年に１回交換すること。 ・　空調設備の時間当たり燃料消費量（以下「燃費」という。）は、「(5)　データ計測・記録業務」において室内温度及び外気温度等を測定又は計測する対象施設別に検証すること。 ・　対象施設別の夏季実燃費が、基準燃費を越えないように維持管理を行うこと。なお、実燃費が、基準燃費を越えた場合、選定事業者は不具合調査報告書にて、その原因を報告すること。なお、基準燃費の算出方法及び燃費の比較方法については、「別紙9　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法」を参照すること。	・　整備対象設備が適切に稼働できるよう、必要な点検、保守、清掃等を行う。 ・　基本的な空調環境の提供条件を「別紙7　空調環境の標準提供条件」に示す。 ・　選定事業者は、毎年、本市又は対象施設と日程を調整のうえ、納入したメーカーが定める定期点検項目と、その他必要な項目の点検や部品交換を実施すること。それら以外の部品の取替えが必要になった時は本市と協議すること。 ・　点検により、磨耗劣化部品や不具合箇所を早期に発見し、事故を未然に防ぐことに努めること。 ・　フロン排出抑制法が定める定期点検や簡易点検等を行うこと。 ・　フィルター清掃は原則、夏季・冬季の２回、空調設備稼動前に実施すること。また、前年度の清掃時にフィルターの汚れ具合を確認し、必要であれば、清掃回数を選定事業者の負担により増やすこと。なお、著しい劣化による空調設備性能の低下が懸念される場合は、選定事業者の判断と費用負担により、フィルターを交換すること。 ・　R32冷媒を使用する場合は、遠隔監視用の制御設備や設備を導入すること。また、漏洩検知器を５年に１回交換すること。 ・　空調設備の時間当たり燃料消費量（以下「燃費」という。）は、「(5)　データ計測・記録業務」において室内温度及び外気温度等を測定又は計測する対象施設別に検証すること。 ・　対象施設別の夏季実燃費が、基準燃費を越えないように維持管理を行うこと。なお、実燃費が、基準燃費を越えた場合、選定事業者は不具合調査報告書にて、その原因を報告すること。なお、基準燃費の算出方法及び燃費の比較方法については、「別紙8　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法」を参照すること。

【P35】 3)　停電時電力負荷への供給性能の確認 ・　電源自立型空調ＧＨＰの点検の際は、系統電力停電時を想定し、系統電力に替わり電源自立型空調ＧＨＰにより発電した電力が「別紙**10**　停電時電力負荷条件」に示す停電時負荷電力へ給電することができる性能が維持されていることを確認すること。 ・　非常用発電設備の点検の際は、系統電力停電時を想定し、非常用発電機により発電した電力が「別紙**10**　停電時電力負荷条件」に示す停電時負荷電力へ給電することができる性能が維持されていることを確認すること。 ・　本市の避難所開設要員が停電時において停電時電力負荷への給電を行うための操作が可能となるよう、操作方法等について、「(6)　アドバイス業務」に記載の「運転マニュアル」の整備を行い、設備引き渡し後に操作説明会を行うこと。	【P34】 3)　停電時電力負荷への供給性能の確認 ・　電源自立型空調ＧＨＰの点検の際は、系統電力停電時を想定し、系統電力に替わり電源自立型空調ＧＨＰにより発電した電力が「別紙**9**　停電時電力負荷条件」に示す停電時負荷電力へ給電することができる性能が維持されていることを確認すること。 ・　非常用発電設備の点検の際は、系統電力停電時を想定し、非常用発電機により発電した電力が「別紙**9**　停電時電力負荷条件」に示す停電時負荷電力へ給電することができる性能が維持されていることを確認すること。 ・　本市の避難所開設要員が停電時において停電時電力負荷への給電を行うための操作が可能となるよう、操作方法等について、「(6)　アドバイス業務」に記載の「運転マニュアル」の整備を行い、設備引き渡し後に操作説明会を行うこと。
【P36】 (5)　データ計測・記録業務 ・　全屋内運動場等ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を本市及び対象施設に報告すること。 ・　対象施設ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を月ごとに計量・記録（電気にあっては、デマンド値を含む。）し、本市及び対象施設に報告すること。 ・　事業期間にわたって、１シーズンごとに対象施設のうち10校程度の屋内運動場等の外気及び室内の温度及び湿度等を測定又は計測済みのデータを提出し、提供条件の確認を行い、本市に報告すること。なお、当該報告を求める対象となる対象施設は本市がシーズン	【P35】 (5)　データ計測・記録業務 ・　全屋内運動場等ごと（室内機単位）の空調稼働時間、室外機ごとの運転時間等を計測・記録し、その結果を本市及び対象施設に報告すること。 ・　対象施設ごとに、空調環境の提供で消費するエネルギー量を月ごとに計量・記録（電気にあっては、デマンド値を含む。）し、本市及び対象施設に報告すること。 ・　事業期間にわたって、１シーズンごとに対象施設のうち10校程度の屋内運動場等の外気及び室内の温度及び湿度等を測定又は計測済みのデータを提出し、提供条件の確認を行い、本市に報告すること。なお、当該報告を求める対象となる対象施設は本市がシーズン

ごとに指定する。当該報告を求める対象となる対象施設ごとの空調設備の「エネルギー消費量」等の計測データを半期業務報告書及び月次報告書として本市に提出すること。	ごとに指定する。当該報告を求める対象となる対象施設ごとの空調設備の「エネルギー消費量」の計測データを半期業務報告書として本市に提出すること。
・　空調設備の性能を確認するため、次に記載する内容を計測し、確認し、及び記録すること。	・　空調設備の性能を確認するため、次に記載する内容を計測し、確認し、及び記録すること。
➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設別の整備対象設備に係る月別エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分）	➢ ガスエネルギー消費量（空調運転に係る消費分）
➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間当たりのエネルギー消費量の実績値（室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値）	➢ 室内機別の運転時間
➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の日別・月別空調稼動時間	➢ 室内機別の室内温度（室内温度の計測が困難な場合は、室内機の吸込温度を代用することも可能とする。）
➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備に係る対象室別室内温度等測定記録（当該月に測定対象となった対象施設における対象室分）	➢ 金沢地方気象台における１時間ごとの外気温度
・　性能基準の確認において、必要な場合は、計測機材を持ち込み、室内温度及び外気温度等を測定し、提供条件の確認を行い、本市に報告する。なお、測定は換気設備を停止した状態で行うこと。	・　性能基準の確認において、必要な場合は、計測機材を持ち込み、室内温度及び外気温度等を測定し、提供条件の確認を行い、本市に報告する。なお、測定は換気設備を停止した状態で行うこと。
【P37】	【P35】
(6)　アドバイス業務	(6)　アドバイス業務
・　空調環境の提供開始時までに、対象施設ごとに整備対象設備の概要、操作方法、省エネ運用の方法、都市ガスからLPガスへの熱源切替えや第９の２空調設備の型式の空調設備から災害時に避難所ともなる屋内運動場等でも各種電気（　　屋内運動場の天井照明の点灯、コンセントからのスマートフォ	・　空調環境の提供開始時までに、対象施設ごとに整備対象設備の概要、操作方法、省エネ運用の方法、都市ガスからLPガスへの熱源切替えや第８の２空調設備の型式の空調設備から災害時に避難所ともなる屋内運動場等でも各種電気（~~トイレまでの動線の照明の点灯、~~屋内運動場の天井照明の点灯、コンセントからのスマートフォ

ン充電等）を最大限活用するための電源供給の方法、不具合発生時の対処及び緊急連絡先等を記載した「運転マニュアル」を作成し、対象施設に提供すること。なお、平時は、主に教職員及び対象施設利用者が空調設備を操作する想定をしている。 ・　空調環境の提供開始時までに、上記の「運転マニュアル」を用いて、各対象施設において、整備対象設備の取扱方法及び操作方法についての説明、助言を行うこと。 ・　本市又は対象施設から整備対象設備の取扱方法及び操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び助言を行うこと。 ・　室外機別データを確認し所定の取扱いが行われていることを定期的に確認する。また、本市にその内容の説明及び助言を行うこと。 ・　「(5)　データ計測・記録業務」による計測結果に基づき、省エネルギーの推進等、整備対象設備の効率的な運用のために改善の余地がある対象施設がある場合には、本市及び当該対象施設に対して、整備対象設備の効率的な運用のための助言を行うこと。	ン充電等）を最大限活用するための電源供給の方法、不具合発生時の対処及び緊急連絡先等を記載した「運転マニュアル」を作成し、対象施設に提供すること。なお、平時は、主に教職員及び対象施設利用者が空調設備を操作する想定をしている。 ・　空調環境の提供開始時までに、上記の「運転マニュアル」を用いて、各対象施設において、整備対象設備の取扱方法及び操作方法についての説明、助言を行うこと。 ・　本市又は対象施設から整備対象設備の取扱方法及び操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び助言を行うこと。 ・　室外機別データを確認し所定の取扱いが行われていることを定期的に確認する。また、本市にその内容の説明及び助言を行うこと。 ・　「(5)　データ計測・記録業務」による計測結果に基づき、省エネルギーの推進等、整備対象設備の効率的な運用のために改善の余地がある対象施設がある場合には、本市及び当該対象施設に対して、整備対象設備の効率的な運用のための助言を行うこと。
【P41】 第８　その他の業務要求水準 １　基本事項 (1)　業務の範囲 その他の業務には次の業務を含む。 a　設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務、維持管理業務、所有権移転後の移設業務以外で、本事業を実施するうえで必要な業務 (2)　業務の期間	【追加】 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業契約締結日～令和25年３月末までの間で、選定事業者が必要とする期間	
(3)　体制及び責任者の配置 その他の業務を遂行するに当たっては、責任者及び担当者を配置し、その他の業務着手前に本市に書面で報告すること。なお、その他の業務の履行期間中において、その者が責任者又は担当者として著しく不適当であると本市が判断した場合には、選定事業者において速やかに適切な措置を講じること。	
(4)　その他の業務計画書提出 その他の業務着手前に、業務内容及び実施方針を記したその他の業務計画書を作成し、「別紙６　提出書類一覧（その他の業務）」に示す書類等とともに本市に提出すること。	
(5)　業務内容の協議 その他の業務遂行に当たっては、業務内容及び実施方針等について本市と協議を行うこと。協議の方法、頻度など業務の詳細については選定事業者の提案による。 また、本市との協議内容については、書面（協議記録）に記録し、本市に提出すること。	
(6)　業務の報告及び書類・図書等の提出 選定事業者は、定期的に本市に対して、業務の状況の説明及び報告を行うとともに、「別紙６　提出資料一覧（その他の業務）」に示す書類・図書等を、様式を含めて作成のうえ、本市に提出すること。	

２　その他の業務の要求水準 **(1)　一般的要件** **・　選定事業者は、業務内容を明らかにしたうえで、その他の業務を行うこと。**	
第**９**　空調設備等の機能・性能に関する要求水準 【P42】	第**８**　空調設備等の機能・性能に関する要求水準 【P40】
２　空調設備の型式 ・　本事業において整備する空調設備は次に示す型式を基本とする。 ・　空調設備のエネルギー方式は、都市ガス、LPガス及び電気とし、本市が別紙１で対象施設・対象施設毎に指定するエネルギーを選択するものとする。 型式：「ガス式ＧＨＰ空調機（電源自立型）」 ※　都市ガス式またはLPガス式の電源自立型空調ＧＨＰとする。 「電気式ＥＨＰ空調機」 ・　各対象施設の室外機の想定機器能力及び想定台数は別紙１を参考とすること。 ・　いずれの空調設備においても、電気・都市ガスともに停止した場合、別紙**10**の停電時電力負荷条件に示す空調設備の運転及び屋内運動場の天井照明の点灯、コンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となるようにすること。	２　空調設備の型式 ・　本事業において整備する空調設備は次に示す型式を基本とする。 ・　空調設備のエネルギー方式は、都市ガス、LPガス及び電気とし、本市が別紙１で対象施設・対象施設毎に指定するエネルギーを選択するものとする。 型式：「ガス式ＧＨＰ空調機（電源自立型）」 ※　都市ガス式またはLPガス式の電源自立型空調ＧＨＰとする。 「電気式ＥＨＰ空調機」 ・　各対象施設の室外機の想定機器能力及び想定台数は別紙１を参考とすること。 ・　いずれの空調設備においても、電気・都市ガスともに停止した場合、別紙**９**の停電時電力負荷条件に示す空調設備の運転及び~~トイレまでの動線の照明の点灯、~~屋内運動場の天井照明の点灯、コンセントからのスマートフォン充電等が72時間可能となるようにすること。
３　冷暖房機器設備 【P42】	３　冷暖房機器設備 【P40】

(1)　一般事項 ・　空冷ヒートポンプ空調設備の冷暖房切替え型を採用すること。 ・　冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。また、同一能力をもつ機種に、使用する冷媒が複数選択可能な場合は、原則として、本事業で使用する主たる冷媒を優先的に使用すること。 ・　本事業における冷暖房機器設備については、フロン排出抑制法およびグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）や環境省LD-Tech認証制度に基づき、地球温暖化防止に資する高効率かつ環境負荷の低い機器を選定すること。 ・　リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮すること。 ・　設備機器の設置においては、転倒防止対策を施すこととし、固定等は、建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）の最新版に準拠すること。 ・　空調設備の燃費は対象施設別に検証すること。対象施設別の実燃費が対象施設別の基準燃費を超えないようにすること。基準燃費及び実燃費の算出方法については、「別紙9　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法」を参照すること。 ・　空調設備の運転に使用したガス使用量を測定できるメーターを設置すること。 ・　屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線による配線とし、金属管には塗装を施すこと。 ・　屋内露出配線は、金属管配線又は金属線ぴ配線とする。金属管には塗装を施すこと。 ・　屋外に設置する電源盤は、ステンレス製（ＳＵＳ304）とし、メラミン焼付指定色塗装とする。なお、ハンドルは防水平面式とする。また、施工者（事業者）銘板（事業名、施工者名及び施工年月）を	(1)　一般事項 ・　空冷ヒートポンプ空調設備の冷暖房切替え型を採用すること。 ・　冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用すること。また、同一能力をもつ機種に、使用する冷媒が複数選択可能な場合は、原則として、本事業で使用する主たる冷媒を優先的に使用すること。 ・　本事業における冷暖房機器設備については、フロン排出抑制法およびグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）や環境省LD-Tech認証制度に基づき、地球温暖化防止に資する高効率かつ環境負荷の低い機器を選定すること。 ・　リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮すること。 ・　設備機器の設置においては、転倒防止対策を施すこととし、固定等は、建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）の最新版に準拠すること。 ・　空調設備の燃費は対象施設別に検証すること。対象施設別の実燃費が対象施設別の基準燃費を超えないようにすること。基準燃費及び実燃費の算出方法については、「別紙8　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法」を参照すること。 ・　空調設備の運転に使用したガス使用量を測定できるメーターを設置すること。 ・　屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線による配線とし、金属管には塗装を施すこと。 ・　屋内露出配線は、金属管配線又は金属線ぴ配線とする。金属管には塗装を施すこと。 ・　屋外に設置する電源盤は、ステンレス製（ＳＵＳ304）とし、メラミン焼付指定色塗装とする。なお、ハンドルは防水平面式とする。また、施工者（事業者）銘板（事業名、施工者名及び施工年月）を

電源盤に設置する。 ・　プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製（塗装あり）、屋外はステンレス鋼板製（塗装無し、防水）又は耐衝撃性硬質塩化ビニル製（防水）とすること。 ・　室外機のアンカーボルトはSUS製とし、ダブルナット止めとする。アンカーについては、引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行う。 ・　屋外で使用するボルト、配管支持材は防食に配慮すること。 ・　屋内外を問わず対象施設関係者の手の届く位置にある配管、ダクト及び保温等の耐久性、耐衝撃性に留意すること。 ・　漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施すこと。なお、既設Ｄ種接地（ＥＬＢ）を使ってもよい。 ・　金属製可とう電線管を使用する場合は、ビニル被覆付とする。なお、屋外に位置するものについては、防水性のある部材を使用すること。 ・　空調設備を選定する際に熱負荷計算を実施する必要がある場合は、建築設備設計基準（国土交通省）の最新版及び次に示す表による。なお、各校各対象室の形状、材質及び環境に応じた熱負荷計算を行うこと。また、熱負荷計算には外気負荷を適切に加算すること。	電源盤に設置する。 ・　プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製（塗装あり）、屋外はステンレス鋼板製（塗装無し、防水）又は耐衝撃性硬質塩化ビニル製（防水）とすること。 ・　室外機のアンカーボルトはSUS製とし、ダブルナット止めとする。アンカーについては、引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行う。 ・　屋外で使用するボルト、配管支持材は防食に配慮すること。 ・　屋内外を問わず対象施設関係者の手の届く位置にある配管、ダクト及び保温等の耐久性、耐衝撃性に留意すること。 ・　漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施すこと。なお、既設Ｄ種接地（ＥＬＢ）を使ってもよい。 ・　金属製可とう電線管を使用する場合は、ビニル被覆付とする。なお、屋外に位置するものについては、防水性のある部材を使用すること。 ・　空調設備を選定する際に熱負荷計算を実施する必要がある場合は、建築設備設計基準（国土交通省）の最新版及び次に示す表による。なお、各校各対象室の形状、材質及び環境に応じた熱負荷計算を行うこと。また、熱負荷計算には外気負荷を適切に加算すること。
【P45】 (10) 室内機 ・　原則として、室内機は天吊形とし、天吊形の設置が困難な場合は床置形とすること。 ・　アリーナにおける室内機の設置位置は、天吊形の場合はキャットウォーク下など、床上３m程度の空間に冷房環境を提供できるよう、対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を、適切な位置	【P43】 (10) 室内機 ・　原則として、室内機は天吊形＿＿＿

に設置することとする。床置形の場合は、キャットウォーク上に設置し、40㎝以上の通路幅を確保できるようにすること。	に設置することとする。
・　室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を講じることとする。供用開始後に誤報が出た場合、選定事業者が感知器の移設（届出等を含む。）を行うこととする。	・　室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を講じることとする。供用開始後に誤報が出た場合、選定事業者が感知器の移設（届出等を含む。）を行うこととする。
・　振れ止め金具は脱落を防止するため、吊りボルトを包み込む形状のもの又はボルト締めのものを使用すること。	・　振れ止め金具は脱落を防止するため、吊りボルトを包み込む形状のもの又はボルト締めのものを使用すること。
・　屋内運動場等においては、室内機の破損防止や、対象施設関係者等の安全性及び保全性、いたずら防止の観点から、室内機のメンテナンスが可能な防球ガードの設置等必要な対策を講じるものとする。なお、室内機や防球ガード等の設置に当たっては、対象室での授業や部活動、学校施設開放事業等により通常の用途で想定される使い方がなされたにもかかわらず、落下したり損傷したりすることがないよう、十分な強度及び安全性を確保することとする。	・　屋内運動場等においては、室内機の破損防止や、対象施設関係者等の安全性及び保全性、いたずら防止の観点から、室内機のメンテナンスが可能な防球ガードの設置等必要な対策を講じるものとする。なお、室内機や防球ガード等の設置に当たっては、対象室での授業や部活動、学校施設開放事業等により通常の用途で想定される使い方がなされたにもかかわらず、落下したり損傷したりすることがないよう、十分な強度及び安全性を確保することとする。
6　コントローラー	6　コントローラー
【P48】	【P46】
(2)　集中管理コントローラー	(2)　集中管理コントローラー
・　温度、運転時間等の計測を目的として、集中管理コントローラーを設置すること。	・　温度、運転時間等の計測を目的として、集中管理コントローラーを設置すること。~~設置場所は個別リモコンと合わせて、鍵付き箱内収納とする。~~
・　集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。	・　集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。
・　集中管理コントローラーは、原則として職員室に設置すること。ただし、本市又は対象施設から設置位置の要望があった場合は、本市と協議のうえ、設置位置を決定する。	・　集中管理コントローラーは、原則として職員室に設置すること。ただし、本市又は対象施設から設置位置の要望があった場合は、本市と協議のうえ、設置位置を決定する。
・　集中管理コントローラーは誤操作等により主電源が落とされるこ	・　集中管理コントローラーは誤操作等により主電源が落とされるこ

とがないよう配慮する。 ・　シーズンオフ時は、対象室のリモコン操作を無効にできることとする。 ・　シーズン中は対象室のリモコン操作のうち、ON-OFFは許可し、温度設定は許可しないことが可能な機能を有することとする。 ・　冷房・暖房の切替は、集中管理コントローラーで行い、各対象室のリモコンでの操作を禁止する機能を有するものとする。 ・　集中管理コントローラーで一括運転・停止操作ができ、本事業で設置する、対象施設毎の全室内機の運転管理（稼働状態（オン・オフ状態）、温度設定等）が可能な機能を有するものとする。 ・　スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有するものとする。	とがないよう配慮する。 ・　シーズンオフ時は、対象室のリモコン操作を無効にできることとする。 ・　シーズン中は対象室のリモコン操作のうち、ON-OFFは許可し、温度設定は許可しないことが可能な機能を有することとする。 ・　冷房・暖房の切替は、集中管理コントローラーで行い、各対象室のリモコンでの操作を禁止する機能を有するものとする。 ・　集中管理コントローラーで一括運転・停止操作ができ、本事業で設置する、対象施設毎の全室内機の運転管理（稼働状態（オン・オフ状態）、温度設定等）が可能な機能を有するものとする。 ・　スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有するものとする。
【P51】 11　その他の付帯設備 **・　エネルギー方式がLPガスの場合は、LPガス事業者と調整したうえでガスメーターを設置すること。** ・　LPガスバルクタンク等のLPガス供給施設は、階段を設置する等ガス補充作業、その他保守点検等に支障がないようにしたうえで、基礎又は架台の上に設置するなど、積雪・浸水対策を実施すること。 ・　エネルギー方式がLPガスの場合は、**LPガス事業者と調整したうえで、必要に応じて**ベーパーライザーを導入すること。 **・　換気設備の設置要否を検討し、室内二酸化炭素濃度1,500ｐｐｍ以下を維持するために換気設備の設置が必要な対象施設がある場合には、本市に報告すること。なお、換気設備の整備は本事業の対象外とする。**	【P49】 11　その他の付帯設備 **・　選定事業者は、LPガスの残量がなくならないようにLPガス業者の補充頻度の調整や補充の手配等を行うこと。** ・　LPガスバルクタンク等のLPガス供給施設は、階段を設置する等ガス補充作業、その他保守点検等に支障がないようにしたうえで、基礎又は架台の上に設置するなど、積雪・浸水対策を実施すること。 ・　エネルギー方式がLPガスの場合は、＿＿＿

【P60】

別紙３　提出書類一覧（設計業務）

３　設計完了時に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
1	セルフモニタリング報告書※1	1	Ａ４	
2	要求水準確認報告書※2	1	Ａ４	
3	設計業務完了届	1	Ａ４	
4	設計業務打合せ議事録	1	Ａ４	
5	設計図	1	Ａ４	Ａ３二つ折り製本
6	設計計算書※3	1	Ａ４	
7	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	Ａ３	対象施設別と全対象施設の集計
8	設計業務成果品引渡書	1	Ａ４	

※１　セルフモニタリングの実施結果に関する報告書について、様式を含めて作成し提出すること。

※2　要求水準等適合チェックシートの内容をとりまとめた報告書について、様式を含めて作成し提出すること。

※3　屋内運動場等への荷重が変わる場合は、構造計算書で確認を行った旨を報告書として提出すること。

【P58】

別紙３　提出書類一覧（設計業務）

３　設計完了時に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
—	———	—	——	
1	要求水準確認報告書※1	1	Ａ４	
2	設計業務完了届	1	Ａ４	
3	設計業務打合せ議事録	1	Ａ４	
4	設計図	1	Ａ４	Ａ３二つ折り製本
5	設計計算書※2	1	Ａ４	
6	月別・年度別想定エネルギー量計算書	1	Ａ３	対象施設別と全対象施設の集計
7	設計業務成果品引渡書	1	Ａ４	

※1　要求水準等適合チェックシートの内容をとりまとめた報告書について、様式を含めて作成し提出すること。

※2　屋内運動場等への荷重が変わる場合は、構造計算書で確認を行った旨を報告書として提出すること。

【P61】

別紙４　提出書類一覧（施工業務）

１　着手前に提出する書類※１

No	書類名称	部数	様式	備考
1	**要求水準確認計画書**	1	Ａ４	
2	モニタリング実施計画書※２	1	Ａ４	
3	施工業務計画書	1	Ａ４	
4	施工業務着手届	1	Ａ４	
5	**現場代理人・主任（監理）技術者通知書**※３	1	Ａ４	
6	施工業務予定工程表	1	Ａ３	
7	施工責任者届※３	1	Ａ４	
8	下請負人（受任者）通知書	1	Ａ４	１次下請のみ
9	再下請通知書	1	Ａ４	下請編成表、作業員名簿とも
10	電気保安技術者届※４	1	Ａ４	
11	建設業許可証	1	Ａ４	

【P59】

別紙４　提出書類一覧（施工業務）

１　着手前に提出する書類※１

No	書類名称	部数	様式	備考
—	———	—	——	
1	モニタリング実施計画書※２	1	Ａ４	
2	施工業務計画書	1	Ａ４	
3	施工業務着手届	1	Ａ４	
4	**現場代理人・主任技術者通知書**※３	1	Ａ４	
5	施工業務予定工程表	1	Ａ３	
6	施工責任者届※３	1	Ａ４	
7	下請負人（受任者）通知書	1	Ａ４	１次下請のみ
8	再下請通知書	1	Ａ４	下請編成表、作業員名簿とも
9	電気保安技術者届※４	1	Ａ４	
10	建設業許可証	1	Ａ４	

	（写）			
12	工事カルテ受領書	1	Ａ４	着工登録工事カルテ受領書
13	施工体制台帳の写し及び施工体系図	1	Ａ３	
14	施工計画書	2	Ａ４	対象施設ごと（工事概要、工程表、現場組織表（品質管理体制）、安全管理計画（安全管理体制）、使用機材一覧表、施工方法、施工管理計画、仮設計画図、交通管理計画、環境対策、建設廃棄物処分計画書、建設発生土処分計画書を綴じ込む）
15	労災保険成立証明書	1	Ａ４	
16	建設業退職金共済制度関連書類	1	Ａ４	証紙購入計画書、掛金収納書届、掛金収納書提出不要届、加入不要届、証紙保有枚数届、証紙交付状況報告書、退職金共済手帳取得促進指導簿(月単位集計表含む)、制度加入促進指導簿、非共済就労状況報告書、退職金共

	（写）			
11	工事カルテ受領書	1	Ａ４	着工登録工事カルテ受領書
12	施工体制台帳の写し及び施工体系図	1	Ａ３	
13	施工計画書	2	Ａ４	対象施設ごと（工事概要、工程表、現場組織表（品質管理体制）、安全管理計画（安全管理体制）、使用機材一覧表、施工方法、施工管理計画、仮設計画図、交通管理計画、環境対策、建設廃棄物処分計画書、建設発生土処分計画書を綴じ込む）
14	労災保険成立証明書	1	Ａ４	
15	建設業退職金共済制度関連書類	1	Ａ４	証紙購入計画書、掛金収納書届、掛金収納書提出不要届、加入不要届、証紙保有枚数届、証紙交付状況報告書、退職金共済手帳取得促進指導簿(月単位集計表含む)、制度加入促進指導簿、非共済就労状況報告書、退職金共

				済手帳、証書貼付欄写し
17	建設工事保険証書、組立保険証書	1	Ａ４	
18	金沢市暴力団排除条例第６条に基づく事業者からの誓約書	1	Ａ４	下請負人
19	緊急連絡体制表	1	Ａ４	
20	各官公署への届出書類	1	Ａ４	
21	社会保険等に関する誓約書	1	Ａ４	様式は本市指定
22	再委託承諾願	2	Ａ４	再委託の承諾申請時に提出

【P63】

２　工事期間中に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
—	————	—	——	
1	工事週報	1	Ａ４	
2	施工業務打合せ議事録	1	Ａ４	
3	施工業務実施工	1	Ａ４	月間・週間・進捗状況報

				済手帳、証書貼付欄写し
16	建設工事保険証書、組立保険証書	1	Ａ４	
17	金沢市暴力団排除条例第６条に基づく事業者からの誓約書	1	Ａ４	下請負人
18	緊急連絡体制表	1	Ａ４	
19	各官公署への届出書類	1	Ａ４	
20	社会保険等に関する誓約書	1	Ａ４	様式は本市指定
21	再委託承諾願	2	Ａ４	再委託の承諾申請時に提出

【P61】

２　工事期間中に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
~~1~~	~~セルフモニタリング報告書※1~~	~~1~~	~~Ａ４~~	
2	工事週報	1	Ａ４	
3	施工業務打合せ議事録	1	Ａ４	
4	施工業務実施工	1	Ａ４	月間・週間・進捗状況報

	程表			告等
4	施工図	1	Ａ３	
5	納入仕様書	1	Ａ４	
6	機材検査試験成績報告書	1	Ａ４	
7	施工検査試験成績報告書	1	Ａ４	
8	関係官庁届出書	1	Ａ４	写し
9	施工体制台帳変更部分の写し	1	Ａ３	
10	ＣＯＲＩＮＳ・**登録内容確認書**	1	Ａ４	
11	安全管理実施報告書	1	Ａ４	

【P64】

３　工事完成時に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
4	ＣＯＲＩＮＳ・**登録内容確認書**	1	Ａ４	

別紙６　提出書類一覧（維持管理業務）

	程表			告等
5	施工図	1	Ａ３	
6	納入仕様書	1	Ａ４	
7	機材検査試験成績報告書	1	Ａ４	
8	施工検査試験成績報告書	1	Ａ４	
9	関係官庁届出書	1	Ａ４	写し
10	施工体制台帳変更部分の写し	1	Ａ３	
11	ＣＯＲＩＮＳ・**途中変更工事カルテ受領書**	1	Ａ４	
12	安全管理実施報告書	1	Ａ４	

※１　セルフモニタリングの実施結果に関する報告書について、様式を含めて作成し提出すること。

【P62】

３　工事完成時に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
4	ＣＯＲＩＮＳ・**竣工工事カルテ受領書**	1	Ａ４	

別紙６　提出書類一覧（維持管理業務）

【P68】 ３　半期業務報告書（夏季・冬季） 維持管理業務期間中、対象施設ごとに次に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の半期業務報告書及び冬季の半期業務報告書は、それぞれ夏季又は冬季の終了から10営業日以内に本市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③までの計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、本市から特定の日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。 ①　対象施設別の夏季・冬季のガス又は電機エネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録 ②　対象施設別の室内機の運転時間の計測記録 ③　セルフモニタリング結果報告 ※　セルフモニタリングの結果、改善工事が必要であると判断した場合は、改善方法等を検討し、改善方法や改善工事の実施日等について、本市及び対象施設と協議し、承諾を得ること。 ※　上記のセルフモニタリング結果報告に基づき、改善工事を実施した場合は、改善報告を作成し、本市に提出して確認を得ること。	【P66】 ３　半期業務報告書（夏季・冬季） 維持管理業務期間中、対象施設ごとに次に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の半期業務報告書及び冬季の半期業務報告書は、それぞれ夏季又は冬季の終了から10営業日以内に本市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③までの計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、本市から特定に日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。 ①　対象施設別の夏季・冬季のガス又は電機エネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録 ②　対象施設別の室内機の運転時間の計測記録 ③　セルフモニタリング結果報告 ※　セルフモニタリングの結果、改善工事が必要であると判断した場合は、改善方法等を検討し、改善方法や改善工事の実施日等について、本市及び対象施設と協議し、承諾を得ること。 ※　上記のセルフモニタリング結果報告に基づき、改善工事を実施した場合は、改善報告を作成し、本市に提出して確認を得ること。
【P68】 ４　月次報告書 ・　当該期間の整備対象設備の維持管理業務の状況に関する月次報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。 ・　上記の報告書の内容は、次に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。 ➢　対象施設ごとの空調環境の提供で消費するエネルギー量（電気にあっては、デマンド値を含む。） ➢　本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設別の整備対象設	【P66】 ４　月次報告書 ・　当該期間の整備対象設備の維持管理業務の状況に関する月次報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。 ・　上記の報告書の内容は、次に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。 ➢　本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設別の整備対象設

備に係る月別エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分） ➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間当たりのエネルギー消費量の実績値（室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値） ➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の日別・月別空調稼動時間 ➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備に係る対象室別室内温度等測定記録（当該月に測定対象となった対象施設における対象室分） ➢ 維持管理実施記録 ➢ 負荷率は、「別紙８　空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。	備に係る月別エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分） ➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備の室外機別の月別運転時間及び全負荷相当運転時間当たりのエネルギー消費量の実績値（室外機別エネルギー消費量を運転時間で除した値を各月の負荷率で除した値） ➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の日別・月別空調稼動時間 ➢ 本市が別途１シーズンごとに指定する対象施設における整備対象設備に係る対象室別室内温度等測定記録（当該月に測定対象となった対象施設における対象室分） ➢ 維持管理実施記録 ➢ 負荷率は、「別紙７　空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。
【P70】 12　年度業務実績報告書 ・　事業契約書に規定する当該期間の整備対象設備の維持管理業務に関する年度業務実績報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。 ・　上記の報告書の内容は、各事業年度の月次報告書の取りまとめ及び次に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。 ➢ 対象施設別の整備対象設備に係る年間エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分） ➢ 整備対象設備の室外機別の年間運転時間及び全負荷相当運転時間当たりのエネルギー消費量の年間実績値（室外機別年間エネルギー消費量を全負荷相当運転時間で除した値） ➢ 整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の総空調稼働時間（た	【P68】 12　年度業務実績報告書 ・　事業契約書に規定する当該期間の整備対象設備の維持管理業務に関する年度業務実績報告書を作成し、本市に提出し、確認を得ること。 ・　上記の報告書の内容は、各事業年度の月次報告書の取りまとめ及び次に示すもののほか、必要に応じて追加する事項とする。 ➢ 対象施設別の整備対象設備に係る年間エネルギー消費量（空調環境提供に係る消費分） ➢ 整備対象設備の室外機別の年間運転時間及び全負荷相当運転時間当たりのエネルギー消費量の年間実績値（室外機別年間エネルギー消費量を全負荷相当運転時間で除した値） ➢ 整備対象設備に係る対象室別（室内機別）の総空調稼働時間（た

だし、負荷率は「別紙8　空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。） ➢ フロン排出抑制法に基づく定期点検記録（提出は実施年のみとするが、修理、冷媒の充填・回収を行った場合は、回収証明書、充填証明書の交付を受け、冷媒漏えい点検記録簿に記録すること。）	だし、負荷率は「別紙7　空調環境の標準提供条件」で示す数値を用いること。） ➢ フロン排出抑制法に基づく定期点検記録（提出は実施年のみとするが、修理、冷媒の充填・回収を行った場合は、回収証明書、充填証明書の交付を受け、冷媒漏えい点検記録簿に記録すること。）
【P72】 別紙７　提出書類一覧（その他の業務） 選定事業者は、以下に示すものの他、選定事業者の提案及び本市との協議を踏まえて必要な書類を提出すること。 １　着手前に提出する書類	【追加】

No	書類名称	部数	様式	備考
1	その他の業務計画書	1	Ａ４	
2	その他の業務着手届	1	Ａ４	
3	その他の業務予定工程表	1	Ａ４	
4	責任者届	1	Ａ４	

２　業務中に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
1	その他の業務計画書	1	Ａ４	提出頻度は選定事業者の提案及び本市との協議に基づくものとする

3　完了時に提出する書類

No	書類名称	部数	様式	備考
1	その他の業務完了届	1	A４	
2	その他の業務打合せ議事録	1	A４	

【P73】

別紙8　空調環境の標準提供条件

【P75】

別紙9　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法

【P77】

別紙10　停電時電力負荷条件

小学校・旧小学校

負荷種別	単相 100/200Ｖ 電力負荷（W）
アリーナ天井照明	2,000
有圧換気扇	720

【P70】

別紙7　空調環境の標準提供条件

【P72】

別紙8　基準燃費の算出方法及び実燃費の比較方法

【P74】

別紙9　停電時電力負荷条件

小学校・旧小学校

負荷種別	単相 100/200Ｖ 電力負荷（W）
アリーナ天井照明	2,000
~~トイレまでの動線の照明~~	対象施設ごとに異なる
有圧換気扇	720
~~トイレ天井照明・換気扇・手洗い・小便器・大便器（フラッシュバルブ）~~	~~250~~

スマートフォン充電（10W×30台）	300
パソコン（50W×２台）	100

中学校

負荷種別	単相 100/200Ｖ 電力負荷（W）
アリーナ天井照明	3,400
～～～	

パソコン（50W×２台）	100

【P78】

キゴ山ふれあい研修センター青少年交流棟

負荷種別	単相 100/200Ｖ 電力負荷（W）
アリーナ天井照明	3,400
~~＿＿＿	